

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額

1 1号認定利用者負担（教育）

新制度では、これまでの施設ごとでなく、国が定める徴収基準額表を限度に、市が応能負担による利用者負担額（保育料）を定めることとされました。

このため、本市では、国が示した「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）」の積算基準を基に、市外に通う園児の授業料及び入園料の平均値から就園奨励費補助を差し引いた額を基本とし、かつ、国の所得階層区分と同じ5階層で設定した負担額が下表にとおりです。

なお、平成28年度には、夢の森保育園跡地に開園する認定こども園が、施設型給付費の対象施設となります。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）					■清須市（案）	
■国基準						
階層区分	推定年収	保育料上限額			階層区分	保育料
①生活保護世帯	—	0円	➔		①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯	～270万円	3,000円			②市民税非課税世帯	2,000円
③市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円			③市民税所得割課税額 77,100円以下	12,200円
④市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円			④市民税所得割課税額 211,200円以下	16,300円
⑤市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円			⑤市民税所得割課税額 211,201円以上	21,500円

2 私立幼稚園の現状

(1) 本市の児童が通う私立幼稚園は25園で、入園料、保育料は次のとおりです。

区分	金額	内容
入園料	20,000円～40,000円	平均32,000円（3年分）
保育料	15,000円～26,500円	平均20,040円（月額）⇒240,480円（年額）

※上記のほかに、園によっては給食費、教材費などの実費徴収がある場合があります。

(2) 利用児童数 425人（平成27年2月1日現在）

(3) 就園奨励費補助制度

私立幼稚園に通園している保護者を対象に、その経済的負担を軽減するため、国の補助を受けて入園料・保育料の助成を保護者の世帯の所得状況に応じて、就園奨励費として補助金を交付しています。

平成26年度では、園児1人あたりの就園奨励費の平均額は次のとおりです。

○年額126,963円（月額10,580円）

教育(1号認定)標準時間の利用者負担

階層区分		推定年収	保育料上限額 (月額)	➔	階層区分	利用者負担 (月額)
1	生活保護世帯	—	0円		生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む。)	～270万円	3,000円		市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む。)	2,000円
3	市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円		市民税所得割課税額 77,100円以下	12,200円
4	市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円		市民税所得割課税額 211,200円以下	16,300円
5	市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円		市民税所得割課税額 211,201円以上	21,500円

保育(2・3号認定)標準時間・短時間の利用者負担

階層区分		推定年収	月額(円)					
			3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	—	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	～260万円	4,000	4,000	2,500	2,500	2,000	2,000
3	市民税所得割課税額 48,600円未満	～330万円	8,000	8,000	6,500	6,500	6,000	6,000
4	市民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	22,000	21,600	15,000	14,700	14,000	13,700
5	市民税所得割課税額 169,000円未満	～640万円	32,000	31,400	19,000	18,600	17,000	16,700
6	市民税所得割課税額 301,000円未満	～930万円	47,000	46,200	23,000	22,600	19,000	18,600
7	市民税所得割課税額 397,000円未満	～1,130万円	52,000	51,100	27,000	26,500	21,000	20,600
8	市民税所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～	55,000	54,000	30,000	29,400	23,000	22,600